

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした「平成15年度第3、7、8、9、11、12、15、16回政策企画会議会議録」について、会議録の冒頭に記載された会議の開催日時・場所、会議次第及び出席者は公開すべきであるが、その他を非公開としたことは妥当である。

また、「平成15年度第1、2、4、6、10、13、14回政策企画会議会議録」を一部非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成16年3月2日に本件異議申立人より次のとおり公文書公開請求があった。

「平成15年4月から今年2月までの政策企画会議の議事録（政策企画監室）」実施機関は同年3月15日付けで次のような決定を行った。

対象公文書：「第3、7、8、9、11、12、15、16回政策企画会議会議録（以下「公文書1」という。）

決定内容：島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。

以下「条例」という。）第7条第5号に該当するとして非公開決定

対象公文書：「第1、2、4、6、10、13、14回政策企画会議会議録（以下「公文書2」という。）

決定内容：条例第7条第5号に該当するとして部分公開決定

対象公文書：「第5回政策企画会議会議録」

決定内容：不存在による非公開決定

異議申立人は公文書1の非公開決定及び公文書2の部分公開決定を不服として、同年3月18日に異議申立てを行い、実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年3月26日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

（1）異議申立ての趣旨

公文書1の非公開決定処分及び公文書2の部分公開決定処分を取消し、全部公開を求める。

（2）異議申立ての理由

当該公文書に記録された情報は、公になっても率直な意見の交換などに支障をきたしたり、県民に混乱を起こすおそれはないため。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 政策企画会議について

本県では平成13年度から地方分権にふさわしい簡素で効率的な行政運営を目指す新しい行財政システムを構築する取組みに入り、平成14年10月に新行政システム推進計画を策定したが、その中に政策企画会議の設置について盛り込まれ、平成15年4月に同会議が設置された。

その背景としては、地方分権の流れの中、自己決定と自己責任に基づく政策主導型の県政運営を目指す必要があること、財政状況が厳しい中、施策の優先順位付けなど全庁的な視点で政策判断を行うことが求められるようになったことなどがある。従来の行政運営はほとんど各部局から副知事、知事という形で重要事項の協議があり、最終的に知事が決定するというシステムをとっていた。また横断的な協議の場としては対策本部というような形で対応しているものもあったが、それも部局主導型で運営されてきた。そこで、部局の利害を越えて全庁的な立場で政策論議を行う場として政策企画会議が設置されたのである。この会議には知事、副知事、出納長及び各部局長等の17名が政策審議委員（以下「委員」という。）という位置づけで参加しており、県の最高審議機関であるといえる。そしてここでの審議は知事が最終判断を行うに当たっての重要な判断要素になるものである。

(2) 会議録について

会議録は業者にテープ起こしを依頼して作成したものである。会議の運営上、会議でどのような方向性を見いだせたかということを確認することが重要であり誰が何を言ったか一言一句まで確定することはあまり意味をなさない。したがって、不明な部分についての確認作業までは行っていないし、これまでの政策企画会議において誰が何を言ったかということについて問題になったことはない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

公文書1及び2には政策企画会議の審議過程で各委員が発言した内容が記載されている。その発言内容には各委員が審議事項ごとに一定の方向性や方針決定を導くために自由で率直になされた意見交換の状況が記載されており、必ずしも最終的な見解や熟慮の上での発言ばかりではなく、断片的な考えや敢えて行った問題提起なども含まれている。このような段階での発言内容を公開することは、県民等に不当な混乱を生ずるおそれがあるとともに、今後の同種の審議における自由で率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと判断し、非公開とする。

(4) 情報公開について

会議についてすべて非公開としているわけではなく、審議内容のうち公開できるものについては報道関係者の入室を認めている。また、審議の概要について会

議終了後に記者説明を行い、会議翌日には県のホームページに掲載している。本件公文書公開請求に対しては、報道関係者の入室を認めていない会議については非公開とし、部分的に入室を認めている会議については、入室を認めていない部分を除き公開とした。

5 審査会の判断

本件異議申立ての対象となった公文書は、いずれも平成15年度に実施された政策企画会議の会議録であり、実施機関は、報道関係者の入室を認めず非公開で行われた審議に係る情報を条例第7条第5号に該当するとして非公開と決定したものである。

本来、会議録の公開・非公開は、会議の公開・非公開とは別個に取り扱うべきものであり、当該公文書に記載された情報が条例第7条第5号に該当するか否かを判断することとなる。

県における審議、検討、協議に関する情報は、県民参加による開かれた県政の推進という情報公開制度の趣旨から、可能な限り公開されるべきものとする。しかし、条例第7条第5号において、県の機関、国又は他の地方公共団体（以下「県等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるものについては非公開とする旨規定されている。

そこで、当該情報を公開することにより上記の「おそれ」が生じるか否かについて、会議の性格、審議内容、会議録の性質などに照らし合わせ検討する。

(1) 政策企画会議について

実施機関の説明によれば、政策企画会議とは、島根県新行政システム推進計画（平成14年10月）に基づき、県政に関する重要事項を県幹部が審議する場として平成15年4月に設置された組織であり、知事、副知事、出納長及び各部局長等の17名の委員により構成されている。

『島根県新行政システム推進計画（平成14年10月）』を見分すると、政策企画会議の設置に関し、「現状と主な課題」として次のような記述がある。

- ・ 厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用するためには、戦略的な政策形成により予算を重点配分することが必要であり、全庁的な視点に立って施策の優先順位を決めることが求められる。

- ・ 県政の重要課題については部局の枠を越えて対応すべき場合が多くなっており、関係部を構成員とする推進本部等が数多く設置されているが、一体となって政策形成に取り組む仕組みにはなっていない。

- ・ 予算の重点配分や施策の優先順位を決めるためには、情報の共有による全

庁的な視点での議論が必要であり、政策論議を徹底することが必要である。

・県の幹部が審議する場として現在の「庁議」があるが、開催回数が少なく内容も報告事項等が多いため、活発な政策論議を行う場となりにくい面がある。

このことから、実施機関が主張するように、政策企画会議は全庁での情報の共有化による県政の重要課題への対応や全庁的な論議による政策形成等を目指して設置されたものであると認められる。

また、ここで審議される内容としては、県の施策展開の方向性や予算編成の基本方針に関する事項等、島根県の今後の政策の方向付けをする上での重要な案件が対象となっている。

(2) 会議録について

本件公文書は、原則月2回開催される政策企画会議の会議録であり、職員が録音したものを業者がテープ起こしをし、逐語で記録したものである。県の審議会等の会議録であれば出席者の承認を経てその確定が行われ、議長及び会議録作成者である事務局職員の署名捺印がなされる場合が多いが、本件公文書についてはそのような確定作業は行われていない。したがって、発言者や発言内容が不明な部分については()が記されるのみであり、会議録としては不確定の状態である。

実施機関の説明によれば、本会議は政策論議を行うための内部協議の場であり、会議録はどのような審議が行われ、いかなる方向性が見いだされたかを確認するために作成したものであるから、一言一句まで厳密に確定する必要はないという。

これまで庁議あるいは知事協議というような形で行われていた内部協議を政策企画会議という場で全庁的な視点で審議することになったという状況から考えると、会議録の確定作業が行われていないという実施機関の説明に不合理な点はないと認められる。また、県の幹部である委員が会議開催の都度、会議録の確認を行うことは現実的に困難であり、その正確性が担保されていないことについてはやむを得ないと判断する。

なお、実施機関が報道関係者の入室を認め、かつ会議録も公開されている部分に係る情報は、各部局からの報告事項等に関するものであり一定の施策の方針を導き出すための政策に係る審議とは異なるものであると認められる。

(3) 条例第7条第5号の該当性について

政策企画会議が設置された趣旨から、この会議はこれまでの庁議や推進本部等では十分なし得なかった全庁的な視点での政策論議を行う場であり、会議における議論をより実質的なものとし有益な結果を導き出すためには、各委員が何ら制約を受けることなく忌憚のない意見を表明する機会が確保されることが不可欠であると考えられる。そうでなければ本会議は形骸化してしまい、実質的な議論をするための場を別の形で設ける必要が生ずることとなるであろう。実施機関が非公開

とした会議録に記載された審議事案としては、重点プロジェクトの決定、県立学校や警察署の再編成等、県民の経済的財産的な利益に関係するような内容や県民生活に大きく関わりのある内容が対象となっている。本件公文書に記載された情報は、客観的、科学的なデータに関する検討などと異なり、今後の施策展開や予算配分等、県政運営上の課題等に係る政策の議論に関する情報であり、まさに委員の主観による自由闊達な意見交換の詳細が記載されたものである。本来、県の幹部としての発言は当然責任ある発言でありできるだけ公開されるべきものであると考えるが、このような情報が記載された会議録が公開され審議における各委員の発言内容が明らかとなれば、自己の発言内容を巡って責任の追及がなされること、あるいは外部から何らかの働きかけが起こること等の影響を懸念し、率直な意見を表明することを躊躇するおそれがあると認められる。

また、会議録に記載された情報は今後の方向性を導くための過程にある情報であり行政機関内部における検討段階での情報であるといえる。このような未成熟な情報が公になれば、県民等の間に誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがある。審議事案の一部には異議申立人が公文書公開請求をした時点においては既に一定の方向性が出された事案もあるが、県政の重要案件に係る審議であることから、逐語による会議録が公になることにより発言内容を巡っての責任追及などがなされることは避けられず、それによって今後の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、本件公文書については逐語での記録ではあるが最終的な確定作業が行われていないため、その正確性が担保できないという問題がある。このような情報を公開すれば、不確実な情報が公になることにより県民等に誤解を招き、ひいては不当な混乱を生ずるおそれがある。

(4) 部分公開について

なお、条例第8条において部分公開について規定されている。これは原則公開の趣旨から、公開請求のあった公文書に非公開情報が記録されている場合でも、非公開情報を容易に区分して除くことができるときは、公開可能な部分だけでも公開すること、あるいは、個人に関する情報であっても、氏名その他の個人識別性のある部分を除くことにより公開することが可能な場合には例外的に公開することを定めたものである。そこで、本件公文書の部分公開の可否についても併せて検討する。

まず、具体的な審議に係る部分については、確定された会議録でないため正確性が担保されないという問題がある上に、率直な意見交換によってなされた一連の審議検討に関する情報であるため、これら一体の情報の中から公開可能な部分を区分するという事は非常に困難である。したがって、審議に係る情報は非公開が妥当であると判断した。

しかし、公文書1の会議録の冒頭部分に記載されている会議の日時・場所、会

議次第及び出席者についてはホームページで公表されている情報などであり、これらを公開することによる支障は認められないので、公開すべきである。

(5) 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。

なお、県の重要課題や政策に係る議論の過程については県政の説明責任を果たすとともに県民参加による開かれた県政を推進するために、できるだけその情報を県民に知らせなければならないものであると考える。現在、実施機関は会議の概要について記者発表やホームページへの掲載を実施しているが、今後より一層の情報提供の充実に努めることを要望する。